

[24-97] 特約中途付加無効確認請求

・平成25年2月27日 裁定終了

<事案の概要>

特約中途付加が申立人の意思にもとづくものではなく無効であるとして、特約中途付加前の保険料との差額の返還等を求めて申立てのがあったもの。

<申立人の主張>

平成4年3月に申立契約1から申立契約2への契約転換をしたが、保険料が高額であることに気づき取消しを求めた。同年11月に転換は取消されたが、転換取消しに伴う保険料の差額が保険会社より返還されていないので返還してほしい。(請求1)

また、復旧された申立契約1には、定期保険特約の中途付加手続がなされているが、自分は、中途付加手続は行っていない。本件転換の取消しを求めた際に、募集人より、保険料を半額にはできるがそれ以下にはできないとの説明を受け、保険料を減額するための手続と誤信し、定期保険特約中途付加の申込みとは認識せずに手続をしたものであるので、特約中途付加後の保険料と特約中途付加前の保険料との差額を返還してほしい。(請求2)

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求1について、申立契約2と申立契約1の保険料の差額を精算の上、返還している。
- (2) 請求2について、申立人は、定期保険特約中途付加申込書に署名捺印していること、「ご契約内容変更明細書」を交付していること、保険期間満了まで保険料を支払っていたなどの事情により、特約中途付加につき、申立人には何ら錯誤は存在しない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人、答弁書等の書面の内容および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 請求1について

本件転換が取り消され、申立契約1が復旧された経緯は必ずしも明らかではないが、復旧について当事者間に争いがないので、復旧に伴う保険料の返還がなされたかについて検討する。

保険契約を復旧した際は、保険料を精算の上返還されるのが通常の運用であること、申立人が、平成19年に満期保険金の支払いを受けるまで、保険会社に対し、保険料が未返還であるとの異議を述べたとは認められないことからすると、保険料は返還されていると考えられ、請求1は認められない。

2. 請求2について

申立人が、平成5年1月に「定期保険特約中途付加申込書」との表題のある申込書に自署捺印し、同19年7月分までの保険料を支払っていることからすると、申立人に錯誤の存在を認めるのは困難だが、仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤であったとしても、上記申込書が、定期保険特約を付加する申込書であることは容易に理解できるので、申立人は錯誤に陥ったことについて重大な過失があったといえ、錯誤無効を主張することはできない。従

って、請求2を認めることはできない。